
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.64 2017/5/16

1 飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項について公表

5月16日、消費者庁は、農林水産省、環境省、厚生労働省と共に、飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項を作成し公表した。その主な内容は次のとおり。

我が国において、本来まだ食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が年間約621万トン発生しており、このうち約339万トンが食品産業から発生しています。この食品産業のうち、飲食店等における食べ残しによるものが相当程度を占めています。

また、一部の地方公共団体においては、飲食店等における食品ロスの削減に向けて、食べきり運動や、自己責任を前提に食べ残し料理の持ち帰りの呼び掛けが広がっています。

このため、「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項を作成しました。

持ち帰る前に、消費者及び飲食店それぞれの立場から、食べきりの取組を促進することにより、「食べ残し」の削減を進めることを前提として、食べ残し料理を持ち帰る場合は、食中毒リスクを十分に理解した上で、自己責任の範囲内で行うことなどを呼びかけています。

http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/adjustments_index_11_170516_0001.pdf